

山梨県公報

第二千六百九号

平成二十八年

六月二日

木曜日

目次

随意契約の相手方の決定について……………	四七九
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………	四七九
開発行為に関する工事の完了について……………	四八〇

公 告

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
 平成二十八年六月二日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
- (一)(-) 名称 山梨県財務会計システム維持管理業務
- 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一)(-) 名称 山梨県総務部情報政策課
- (二)(-) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十八年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (一)(-) 名称 日本電気株式会社
- (二)(-) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号
- 五 契約金額 三千二百八十九万六千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であ

るため(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号該当)。

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十八年六月二日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
 山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

南巨摩郡身延町釜額字姥ヶ沢一四三、字水上六一四、
 字瀧ノ前一四三、字保山六三一の二、字老僧作六一
 五、六一六、古閑字法山四五六三

通知の相手方

若狭富士雄、伊藤宗晴、伊藤文平、渡辺今朝松、伊藤敏尚、福島藤一、伊藤久一、若狭常吉、若狭重雄、田中利治、若狭勝元、土橋寅重、土橋悦治、土橋信義、土橋潔、土橋顯策、伊藤彦七、土橋俊光、伊藤盛政、伊藤孝治、伊藤竹雄、伊藤つる、伊藤平蔵、伊藤源康、内藤勝吉、渡辺昌義、渡辺崑作、渡辺福松、渡辺肇、渡辺次男、渡辺憲綱、伊藤由松、若狭彦次郎、内藤市造、土橋智光、土橋兼一、土橋弘俊、若狭宗一、伊藤松之文、伊藤朝考、伊藤隆俊、伊藤伴作、伊藤虎一

南巨摩郡身延町杉山字開平一五二九の五、一五三六の三(次の図に示す部分に限る。)

赤池一鳳、赤池本治郎、赤池溥、小林君敏、小林正次、小林高材、柴原宗矩、神宮寺はるの、渡辺量一

南巨摩郡身延町杉山字郷郎澤二二八七、字萩原二二

小林知則

<p>五五</p>	<p>磯野磯吉、磯野辰一、磯野栄八の二、二二一九の二、二二二二の二、二二二二の二、二二二三の二、二二三五の二</p>
<p>南巨摩郡身延町清沢字石小屋二二七の二、二二二八の二、二二一九の二、二二二二の二、二二二三の二、二二三五の二</p>	<p>磯野磯吉、磯野辰一、磯野栄八の二、二二一九の二、二二二二の二、二二二三の二、二二三五の二 小林勝之丞、小林米藏、小林悟史、小林豊保、小林濱吉、小林松次郎、小林喜三郎、小林刃善、竹内喜久、竹ノ内清治、竹ノ内竹次、渡辺吉席、渡辺安太郎</p>

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施設要件変更の予定の告示
 平成二十八年三月三十一日山梨県告示第百三十四号

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十八年六月二日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 富士吉田市新屋字六本松一四三四番一の一部、並びに新屋字下カジャヤ一四四三番の一部、一四四四番の一部、一四四五番の一部、一四四六番、一四四七番の一部、一四四八番の一部、一四五一番の一部、一四五七番の一部、一四五八番の二の一部、

- 二
 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社 牧野フライス製作所 取締役社長 牧野 二郎
- 一四八五番の一部、一四八六番の一部、一四八九番の二の一部、一五〇一番の一部、一五〇一番の内一の一部、一五〇二番の一部、一五〇三番の一部、一五〇四番の一部、一五〇五番の一部、一五〇六番の一部、一五〇七番の一部、一五〇八、一五〇九及び一五一〇の区域。